

# 撃退！うそ電話詐欺・悪質商法（かたり商法編）



## 公的な機関を名乗る訪問販売（かたり商法）やサギ電話に要注意！

公的機関の職員のふりをして、消費者をだまして安心させ unnecessaryな商品やサービスを売りつける悪質商法です。公的機関を名乗り、「還付金がある」などと言ってお金を振り込ませようとするサギ電話にもご注意ください。

### かたり商法 ここに注意！

- 役所の職員のような服装で現れ、信用させようとしています。
- 「消火器の設置が義務付けられている」などと言って高額な商品の購入を迫ります。それらしい服装をしていても、身分証明書を提示させたり、その場で役場などに電話をかけて確認しましょう。決してその場で契約してはいけません。

### やっぱり断ればよかった… そんな時はクーリング・オフを活用しましょう！

クーリング・オフとは、突然の訪問販売や電話での強引な勧誘により契約してしまった場合に、法律で定められた期間内であれば契約を解除できる制度です。

ただし、使用してしまった消耗品や自動車など、一部対象とならないものもあります。適用対象となる場合でも、訪問販売や電話勧誘による販売なら契約した日を含めて8日以内、いわゆるマルチ商法やモニター商法の場合は20日間など、契約の種類によって適用となる期間が定められています。

必要のない契約を結んでしまった・商品を買ってしまったという場合は一人で悩まず、すぐに消費者ホットラインまたは役場総務課などへご相談ください。クーリング・オフの仕方などをお伝えします。

## 5月は消費者月間です

# ともに築こう豊かな消費社会

～誰一人取り残さない～

### 悪質商法・うそ電話詐欺にご注意ください！

振り込み詐欺や架空請求などの「うそ電話詐欺」、突然の訪問販売などの「悪質商法」に関する多くの相談が全国の消費生活相談窓口や警察に寄せられています。5月は消費者月間です。この機会にあらためて相談事案について確認し、あやしい電話やセールスを撃退しましょう。

#### 架空請求詐欺



メールや郵送で・・・

「情報サイトの利用料金が未納になっている」  
「今日中に連絡がないと裁判の手続きを開始する」  
架空の理由でお金を要求し連絡するよう迫ってきます。  
⇒心当たりがなければ絶対にお金を払ってはいけません。  
相手に連絡することも禁物です。連絡先を知られ、さらにしつこくお金の支払いを求めてきます。不安な場合は消費生活センターなどに相談しましょう。

#### 還付金詐欺



役場や県庁、年金事務所などの職員になりすまして電話で・・・

「医療費の還付金がある、手続きのため今すぐATMへ行って」  
「ATMに着いたら、〇〇-xxxxまで電話して」  
医療費や年金などを理由にATMに誘導して、そこから電話で操作を指示しお金をだまし取ろうとします。  
⇒「還付金」などの返還のために公的機関がATMを操作させることは絶対にありません。「還付金を払うからATMに行って」と言われたら詐欺です。相手にしないで電話を切りましょう。

#### 点検商法



工業者が突然訪ねて来て・・・

「屋根や下水管を無料で点検する」  
「点検したところリフォームが必要だ」  
突然訪ねてきた業者が無料診断を持ちかけ、「このままだと危ない」などと不安をあおり、必要のない契約を求めてきます。  
⇒すぐに契約を、と迫る業者は要注意。その場では決して契約せず、「家族と相談してから返事します」と追い返しましょう。もし契約を結んでしまった場合でも8日以内であれば契約を解除できます（クーリング・オフ）。すぐに相談しましょう。

#### 送りつけ商法



頼んでいない商品が送られてきた・・・

⇒代金を払ってしまうと返金は困難です。身に覚えのない代金引換の配達には注意しましょう。家族に確認することも重要です

- ・断っても強引な勧誘が続く
- ・無料と聞いたのに、高額な請求をされた
- ・チャイルドシートが破損して子供がけがをした。危険な商品だと感じた。など

困ったとき、危ない、おかしいと感じたときは消費生活センターなどへご相談ください。

## 消費者ホットライン ☎【188】

または 山形県消費生活センター TEL 023-624-0999  
もしくは 役場 総務課 TEL35-2111（内線 218）まで



県消費生活センター  
キャラクター  
「ケロちゃん」